

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十一月二十二日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四〇―五三

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に</p>

---

定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

---

定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

---

---

評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）

が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十七・五以上百分の百九十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十一・五以上百分の二百三十五以下）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

---

評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）

が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十二・五以上百分の百八十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百三十六・五以上百分の二百二十五以下）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

---

---

百分の百六以上百分の百十七・五未満（  
特定管理職員にあつては、百分の百二十七  
以上百分の百四十一・五未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階  
である職員のうち勤務成績が良好な職員並  
びに直近の業績評価の全体評語が中位の段  
階である職員及び基準日以前における直近  
の人事評価の結果がない職員（ニの人事院  
の定める職員を除く。） 百分の九十四・  
五（特定管理職員にあつては、百分の百十  
四・五）

ニ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階  
である職員及び基準日以前六箇月以内の期

---

百分の百一以上百分の百十二・五未満（  
特定管理職員にあつては、百分の百二十二  
以上百分の百三十六・五未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階  
である職員のうち勤務成績が良好な職員並  
びに直近の業績評価の全体評語が中位の段  
階である職員及び基準日以前における直近  
の人事評価の結果がない職員（ニの人事院  
の定める職員を除く。） 百分の八十九・  
五（特定管理職員にあつては、百分の百九  
・五）

ニ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階  
である職員及び基準日以前六箇月以内の期

---

間において懲戒処分を受けた職員その他の  
人事院の定める職員 百分の九十四・五未  
満（特定管理職員にあつては、百分の百十  
四・五未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員  
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ  
に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十一・  
五以上百分の二百九以下（特定管理職員に  
あつては、百分の百七十八・五以上百分の  
二百七十二以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百十・五以  
上百分の百三十一・五未満（特定管理職員

間において懲戒処分を受けた職員その他の  
人事院の定める職員 百分の八十九・五未  
満（特定管理職員にあつては、百分の百九  
・五未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員  
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ  
に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百二十六・  
五以上百分の百九十九以下（特定管理職員  
にあつては、百分の百七十三・五以上百分  
の二百六十二以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百五・五以  
上百分の百二十六・五未満（特定管理職員

にあつては、百分の百四十・五以上百分の百七十八・五未満)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の八十九・五  
(特定管理職員にあつては、百分の百四・五)  
五)

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の八十九・五  
未満(特定管理職員にあつては、百分の百

四・五未満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

にあつては、百分の百三十五・五以上百分の百七十三・五未満)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の八十四・五  
(特定管理職員にあつては、百分の九十九・五)  
五)

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の八十四・五  
未満(特定管理職員にあつては、百分の九

十九・五未満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

---

百分の百十一以上百分の二百五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の百二・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の九十七・

五]

---

百分の百六以上百分の百九十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の九十七・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の九十二・

五]

---

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十七・五未満

254 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく

---

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十二・五未満

254 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく

困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができ  
る。

一・二 (略)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 第一号イに掲げる職員 百分の五十七以

上 (事務次官等にあつては、百分の五十五

)

ロ 第一号ロに掲げる職員 百分の五十三・

五

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の五十三・

困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができ  
る。

一・二 (略)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 第一号イに掲げる職員 百分の五十二以

上 (事務次官等にあつては、百分の五十)

ロ 第一号ロに掲げる職員 百分の四十八・

五

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の四十八・

五|未  
満

2

(略)

附  
則

この規則は、公布の日から施行する。

五|未  
満

2

(略)